

**国際平和協力法30周年記念シンポジウム**  
**パネルディスカッション「我が国の国際平和協力：30年のあゆみを振り返って」**  
(令和4年6月1日)

兼原 元内閣官房副長官補、シティエネイ ケニア国際平和支援訓練センター所長、ファン・デル・フリート 駐日オランダ大使、福島 東京財団政策研究所主席研究員、松村 元陸上自衛隊東北方面総監をパネリスト、久島内閣府国際平和協力本部事務局長をモデレーターとして実施されました。概要は以下のとおりです。



○ パネリストの発言の概要

- ・ PKOへの参加は日本の平和主義の転換点。
- ・ 冷戦後、PKOの任務は、停戦監視中心から国造り支援に拡大。
- ・ 国際社会の枠組みが変化する中、日本に対する期待は高くなっていく。
- ・ 国連PKOに要員を派遣するアフリカ諸国に対する能力強化など、日本の支援を高く評価。
- ・ ウクライナ侵略の教訓として、①ハイブリッド戦争に対応すること、②一貫した文民保護の考え方を導入すること、が不可欠。その中で、国際平和協力活動は、防衛作戦や周辺事態への対応と全く別物ということではなく、防衛作戦のために獲得したサイバー戦等の能力等をPKOのオペレーションに導入するための知的貢献や能力構築支援などの発想が必要。
- ・ PKOはリスクを伴う。要員の安全などの考慮は要員派遣国に共通する課題。
- ・ オランダも日本も大規模な部隊を送っていない。部隊派遣は重要な貢献であるが、日本は財政面や能力構築などの面で貢献。貢献の尺度は一つではない。
- ・ 医療、施設、情報など、自国が有するニーズや能力を踏まえて、できることを検討していくことが大切。
- ・ 日本のみならず、国連や加盟国それぞれが悩みつつ、方向性を模索して国際平和に取り組んでいる。
- ・ 海外の関係者から、日本の部隊は、ミッション全体の規律を高めているという評価を聞いており、PKO等の参加者に敬意を表したい。
- ・ 日本はオールジャパン・アプローチとして、例えば南スーダンにおける自衛隊部隊とODAとの連携事業を実施。
- ・ 外交、人道、復興支援をシームレスに取り組むことを国家安全保障戦略に盛り込むことを期待。

○ 主な質疑応答・コメント等

- ・ 日本の女性隊員も活躍するようになっている。紛争国では、例えば女性警官の方が話をしやすいという声を聞く。

- ・（部隊派遣がなくなる中における自衛隊の能力構築支援について）防衛行動、周辺事態での行動、国際平和協力活動を一貫したものと考え、身につけたスキルをもって、日本から国連PKO等に知的貢献をすることが考えられる。
- ・（気候変動等の広義の安全保障の観点からの国際平和協力について）安全保障の概念は広がりを見せているが、国際平和協力の現場で部隊運用と気候変動などを直接関連付けて考えることはあまり馴染まないと思う。なお、サイバーセキュリティ分野に関しては、日本が能力構築支援を受けるべき立場。
- ・ 国造りには当事国のオーナーシップを引き出す必要あり。全ての主要国が同じ政策目的を持てば成功する。
- ・（最近の文民警察の役割や考慮すべき点について）文民警察に期待される役割は派遣先国毎に異なる。